

ジオストーリーから見た神戸の魅力プロモーション業務委託  
実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

ジオストーリーから見た神戸の魅力プロモーション業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 業務の目的

- ・ 本市では神戸空港の国際化を契機として、さらなるインバウンド施策の強化や神戸の食・地場産業の振興につなげていくことを目指しており、積極的な国際プロモーションにより神戸の魅力の世界に発信していくことが重要であると考えている。
- ・ ただし、従来行われてきたような画一的なプロモーションでは神戸市の認知度向上に限界があることから、ターゲットを明確化するとともに、新たな切り口から神戸の多様な魅力を発信することで、効果的な観光誘客を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

- ・ 別紙「仕様書」のとおり

### (3) 事業規模（契約上限額）

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

令和 6 年 10 月 1 日（予定）～令和 7 年 3 月 31 日

### (5) 履行場所

受託者の事務所およびメディアとのコンタクト場所等

### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

- ・ 神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。
- ・ 契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- ・ なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

- ・ 業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。
- ・ ただし、必要がある場合は、契約金額の 2 分の 1 以内の額を前金払で支払うことができる。

### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (4) 契約保証金

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

#### (5) その他

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ・ 共同企業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選定された場合は、共同事業体協定書を契約締結までに本市に提出すること。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、共同企業体として参加する場合は、構成員のすべてが該当していること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。  
当該資格を有しない場合は、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと」
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

#### 5 スケジュール

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 公募開始          | 令和 6 年 7 月 29 日（月曜）          |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 6 年 8 月 19 日（月曜）17 時 30 分 |
| (3) 参加資格決定通知      | 令和 6 年 8 月 26 日（月曜）          |
| (4) 質問受付締切        | 上記(2)の提出期限に同じ                |
| (5) 質問に対する回答      | 上記(3)の参加資格決定通知に同じ            |
| (6) 企画提案書の提出期限    | 令和 6 年 9 月 9 日（月曜）17 時 30 分  |
| (7) 企画提案審査会       | 令和 6 年 9 月中旬（予定）             |
| (8) 選定結果通知        | 令和 6 年 9 月下旬（予定）             |
| (9) 契約締結          | 令和 6 年 9 月下旬（予定）             |
| (10) 事業開始         | 令和 6 年 10 月 1 日（火曜）（予定）      |
| (11) 事業完了         | 令和 7 年 3 月 31 日（月曜）          |

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ① 受付期間 令和 6 年 7 月 29 日から令和 6 年 8 月 19 日 17 時 30 分まで  
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午／午後 1 時～午後 5 時
- ② 提出方法 本要領 9 に定める担当部署に、原則として電子メールで提出（紙書類の郵送・持参も可）

※電子メールの場合、翌営業日までに本市から到着確認の連絡が無いときは、電話で到着確認を行うこと。

※郵送等の場合、送付記録が残る方法により送付し、受付期間中に必着とする。

③ 提出書類

ア)	プロポーザル参加申込兼資格審査申請書（様式1号）
イ)	会社概要・団体概要（様式任意）
ウ)	登記事項に関する履歴事項全部証明書 ※写し可／発行日から3か月以内のもの
エ)	法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書 ※写し可／直近1年分の証明 ※未納がないことを証明する納税証明書によること
オ)	神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）
カ)	【共同企業体のみ】 共同企業体結成届出書（様式4号）

※共同企業体で応募する場合、すべての構成員についてイ～オを提出

※令和6・7年度神戸市入札参加資格を有する場合は、ウ～オは提出不要

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和6年7月29日から令和6年8月19日17時30分まで
- ② 提出方法 質問票（様式3号）に記載し、本要領9に定める担当部署へ電子メールで提出
- ③ 回答方法 参加者全者に対して、令和6年8月26日に電子メールで回答する

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ① 受付期間 令和6年7月29日から令和6年9月9日17時30分まで
- ② 提出方法 本要領9に定める担当部署へ電子メールで提出
- ③ 企画提案書・見積書の提出

様式	任意（ただしA4サイズ・30ページ以内）
提案書に記載する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に対する考え方・実施方針</li> <li>・提案のセールスポイント</li> <li>・PR活動（メディアとのコンタクトまたは取材誘致）の方法</li> <li>・メディア露出を想定する媒体（雑誌名等／想定で可）</li> <li>・効果検証の方法</li> <li>・本業務にかかる実施体制・スケジュール</li> <li>・類似業務実績</li> <li>・見積金額および積算根拠</li> </ul>

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 業務の実施方針【20点】

- ② PR 活動の手法【30 点】
- ③ 業務体制・スケジュールの妥当性【15 点】
- ④ 類似業務の実績【15 点】
- ⑤ 地元企業に対する加点【10 点】
- ⑥ 見積金額の妥当性【10 点】

## (2) 選定方法

- ・ 本企画提案の審査については、神戸市職員によって構成される選定委員会が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- ・ 審査は評価基準に沿って、はじめに書面により審査する。書面審査を通過した提案書は、提案審査会（応募者によるプレゼンテーション）により審査する。
- ・ 提案審査会の詳細は、書面審査の通過者に個別に通知する。  
※開催予定日：令和 6 年 9 月中旬
- ・ 審査の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とする。なお、評価点が同一の者が複数いる場合は、評価基準の「②PR 活動の手法」の点数が最も高い者を優先する。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

- ・ 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。
- ・ 本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

- ・ 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・ すべての企画提案書は返却しない。また、期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

## 9 担当部署

〒658-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課（企画担当）

電子メール：[etb\\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp](mailto:etb_kikaku@office.city.kobe.lg.jp) 電話番号：078-984-0331